



27環資産第313号
平成27年7月1日

一般社団法人日本建設業連合会
会長 中村満義様

東京都環境局資源循環推進部長

齊藤和彌



廃石綿（アスベスト）等の適正処理について（依頼）

日頃より、東京都の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今般、都営アパートの改修工事において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する特別管理産業廃棄物である廃石綿等が不適正に処理されたことが判明いたしました。

周知のとおり、アスベストは、その粉じんを吸入することにより、人体へ重大な健康被害が生ずるおそれのあるものであり、都民の健康と安全や労働安全衛生上の観点からも適切な処理が求められております。

貴団体におかれましては、解体工事等に際しては必要な調査を実施するとともに、石綿等の使用が確認された場合は、当該工事から発生する産業廃棄物の排出事業者である元請業者の責務として、廃棄物処理法に規定する廃石綿等の処理基準（廃棄物処理法施行令第6条の5）に従い適正な処理が行われるよう、会員各位に周知していただくようよろしくお願いいたします。

【問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部

産業廃棄物対策課指導係

電話 03-5388-3586